

「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」に関する行政サービスの導入について

1. 滋賀県パートナーシップ宣誓制度について

滋賀県では、LGBT 等の当事者のおかれた現状の改善と性の多様性に関する県民の理解増進を図り、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて、令和6年(2024年)9月より「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

令和8年(2026年)1月1日現在 宣誓件数は21件です。(滋賀県HPより)

2. パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方がLGBT等の当事者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係を宣誓し、宣誓書を受領したことを証明する制度。
※法律上の婚姻とは異なり、法的な効力(相続、税控除等)が生じるものではない。

滋賀県パートナーシップ宣誓制度が開始されたことに伴い、県内市町の行政サービスにおいて、滋賀県パートナーシップ宣誓制度の受領証をもって実施できるサービスの拡充を求められています。

3. 県内市町の状況

市独自で宣誓制度を施行している 6市

(彦根市、米原市、近江八幡市、長浜市、草津市、甲賀市)

県の宣誓制度を活用して実施している 2市(大津市、守山市)

4. 全国の状況

パートナーシップ宣誓制度導入自治体 542/1,788

人口カバー率 93.9%

全域で制度のある都道府県 33/47

一部で制度のある都道府県 14/47

制度のない都道府県 0/47

(Marriage for All Japan 調べ)

5. 本市の取組状況

本市では、滋賀県の制度を活用したサービスの提供を行うべく、準備を進めてきました。

令和8年(2026年)4月に「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」に関する次の行政サービスの開始を予定しています。

導入予定の本市の行政サービス

No.	項目	内容	担当課
1	市職員の特別休暇の取得	市職員の特別休暇(出産休暇・忌引き)を受けることができる	人事課
2	犯罪被害者等遺族見舞金の支給	遺族見舞金の支給を受けることができる	危機管理・防災課
3	非常勤消防団員への退職報償金の支給	死亡による退職の場合、遺族として、退職報償金を受け取ることができる	危機管理・防災課
4	消防団員等公務災害補償	公務により死亡した場合、遺族として、補償を受けることができる	危機管理・防災課
5	災害弔慰金の支給	火災、地震等によって、住宅に被害があった場合や亡くなった場合、災害弔慰金を受けることができる	福祉政策課
6	患者のカルテの開示請求	患者の診療録の開示について、請求ができる	地域医療推進課
7	検査・手術等の同意	同意可能とする（親族との協議は必要）	地域医療推進課
8	延命処置の同意	同意可能とする（親族との協議は必要）	地域医療推進課
9	病状等の説明	説明を受けることができる	地域医療推進課
10	市営住宅の入居	世帯として入居できる(収入など他の要件あり)	住宅課
11	市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償	請求者として取り扱う	学校教育課

湖南省の男女共同参画推進状況について

市町における男女共同参画推進状況調査結果について P 1

湖南省男女共同参画社会づくりに関する
アンケート結果について P 2

湖南省の男女共同参画推進にかかる主な取組について P 3～12

総務部市民生活局人権擁護課

1. 市町における男女共同参画推進状況調査結果について

この調査は、全国市区町村の男女共同参画の推進状況の把握のため、内閣府男女共同参画局および滋賀県女性活躍推進課により毎年実施されており、以下の内容は公表された結果の一部を抜粋したものです。

※令和7年度 全国のデータは1月末時点で公開されていなかったため、空白です

① 地方議会議員（市区町村）に占める女性の割合

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
湖南市	29.4 %	34.7 %	22.2 %
滋賀県内	16.7 %	34.4 %	19.1 %
全国	18.1 %	19.9 %	

② 附属機関の委員に占める女性の割合

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
湖南市	33.6 %	34.7 %	32.1%
滋賀県内	34.3 %	34.4 %	34.6%
全国	28.5 %	29.0 %	

③ 地方公務員管理職（市区町村・課長相当職以上）に占める女性の割合

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
湖南市	32.2 %	30.4 %	33.3%
滋賀県内	24.1 %	25.9 %	27.1%
全国	17.6 %	18.4 %	

④ 自治会長等に占める女性の割合

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
湖南市	2.3%	7.0 %	2.3%
滋賀県内	5.3%	5.3 %	5.4%
全国	7.2%	7.3 %	

内閣府：地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の推進状況

滋賀県：市町の男女共同参画推進状況に関する各種資料

2. 湖南省男女共同参画社会づくりに関するアンケート結果について

このアンケートは、市内事業所における男女共同参画に関する実態の把握のため、湖南省が毎年実施しているもので、今年度企業訪問を行った市内事業所を対象に調査票を配布し210社中95社からご回答をいただきました。以下の内容はそのアンケート結果の一部を抜粋したものです。

① 男女別賃金の状況 ※（女性の平均賃金）÷（男性の平均賃金）×100（％）

	令和6年度	令和7年度	滋賀県	全国
正社員	75.6%	76.9%	74.3%	74.8%
正社員以外	80.1%	75.6%	※賃金構造基本統計調査(令和5年)	
全体	69.8%	74.7%		

② 非正規率（パート・アルバイトなど）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
女性	51.0%	39.5%	63.0%
男性	17.7%	15.4%	25.1%

③ 管理職に占める女性の割合

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
役員	13.8%	11.7%	11.4%
課長・部長級	6.6%	9.3%	9.6%
係長級	16.1%	32.8%	25.8%

④ ワーク・ライフ・バランス推進状況

「進んでいる」「ある程度進んでいる」と回答した企業・事業所

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
企業・事業所数	54社	61社	72社
割合	62.8%	70.9%	75.8%

3. 湖南省の男女共同参画推進にかかる主な取組について

令和4年（2022年）9月に市が策定しました、湖南省男女共同参画アクション2017計画（改訂版）にもとづき、今年度に取り組んだ主な事業について報告します。

① 湖南省女性の悩み相談事業

内 容：女性相談員が対応し、助言や関係機関の紹介を行います。（月2回予約制）

今年度取組：令和7年12月末までで14回開催（相談者のべ15人） ※P4

参 考：令和4年度 8回開催（相談者のべ10人）

令和5年度 12回開催（相談者のべ15人）

令和6年度 17回開催（相談者のべ21人）

② 啓発事業

内 容：あらゆる機会において男女共同参画にかかる啓発を行います。

今年度取組：1）啓発週間における取組（HP、SNS掲載、チラシ・啓発品配布等）

・若年層の性暴力被害予防月間（4/1～4/30） ※P5～6

・男女共同参画週間（6/23～6/29） ※P7

・女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25） ※P8～9

2）市民向け講座

・みんなで考えよう！男女共同参画とジェンダー平等（12/1）

23名参加 ※P10

・多様な性について考える（12/5）

20名参加 ※P11

・スポーツとジェンダー、セクシュアリティの視点から

人権と身体の自立・自由を考える（2/17）※別紙

3）事業所への啓発事業

・企業訪問時に男性育児休業制度等について情報提供 ※P12

4）女（ひと）と男（ひと）グッドパートナーいきいき通信の発行

・3月末（発行予定） ※別紙

5）啓発DVDの貸出

③ 調査事業

内 容：男女共同参画に関する実態の把握のため調査等を行います。

今年度取組：湖南省男女共同参画社会づくりに関するアンケート（6月～10月）

来年度取組：男女共同参画に関する市民意識調査 ※資料②

女性の相談員があなたといっしょになって考えます。お気軽にご相談ください。

こなんしじょせい なや そうだん

湖南省女性の悩み相談

2025年度

相談は無料で、

秘密は守られます。

詳細はHPをご確認ください。



相談日(すべて木曜日)	時間	場所
4月 3日、17日	① 14時30分～15時30分 ② 15時30分～16時30分 ★前日15時までに予約してください★ 電話 0748-71-2354 メール jinken@city.shiga-konan.lg.jp 対象：湖南省在住・在勤の女性 ※警報などにより中止となる場合があります。	(湖南省中央一丁目1番地1) サンライフ甲西(共同福祉施設)
5月 1日、15日		
6月 5日、19日		
7月 3日、17日		
8月 7日、21日		
9月 4日、18日		
10月 2日、16日		
11月 6日、20日		
12月 11日、18日		
1月 15日、29日		
2月 5日、19日		
3月 5日、19日		

●例えばこんな相談 ～なんでも相談してください～

・家族や友人には相談しにくい

・悩みを聞いてほしい

・どこに相談したらいいかわからない

など・・・

内容に応じて、関係機関を紹介します

湖南省役所
 総務部市民生活局 人権擁護課(東庁舎)
 TEL: 0748-71-2354
 FAX: 0748-72-3788
 メール: jinken@city.shiga-konan.lg.jp

● 4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です

更新日：2025年04月02日

性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されません。

政府は、入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開することとしています。

相手の同意のない性的な行為は性暴力であり、許されるものではありません。もし、自分が同意していない性的な行為をされたら、それは性暴力です。ひとりで抱え込まずに相談してください。

月間中は、若年層の様々な性暴力被害について予防啓発や相談先の周知、被害者に対する周りの人からのサポートの必要性などの啓発を行います。本月間を通じて、「同意のない性的な行為は性暴力」「被害者は悪くない」という認識を、社会全体に広げてまいります。

期間 令和7年4月1日（火曜日）から30日（水曜日）までの1か月間

実施主体 内閣府、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

[📌 若年層の性暴力被害予防月間（内閣府男女共同参画局）](#)



性暴力の悩み、ひとりで抱え込まないで。性別・年齢を問わず、相談できます。



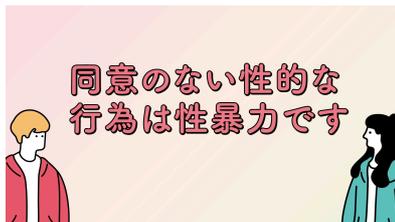
[2025年度若年層の性暴力被害防止月間ポスター\(PDFファイル:1.8MB\)](#)

啓発動画

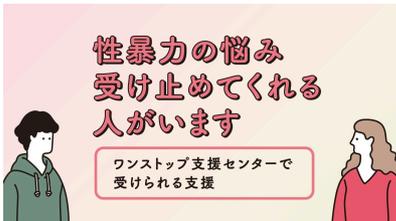
画像下の文字をクリックしてください。



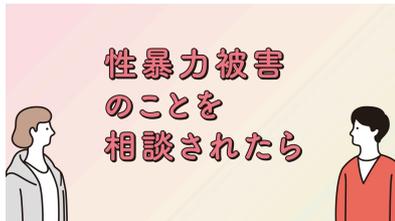
[性的な行為 あなたの同意がないならそれは性暴力](#)



[同意のない性的な行為は性暴力です](#)



[性暴力の悩み 受け止めてくれる人がいます](#)



[性暴力のことを相談されたら](#)



[「今こそ知りたい！性暴力のこと」～正しい知識を身につけよう～](#)



[なくそう、性暴力](#)



[優しい人だと思っていたのに](#)



[なくそう、男性の性被害](#)



[相談しやすい社会を、みんなで作ろう](#)



[痴漢は犯罪！](#)

性被害を受けたことは、被害を打ち明けられません。言葉にすることが難しくても、心身の不調や問題行動がサインとして現れます。周囲の大人はどのように対応すべきか、相談窓口とともに紹介します。

画像下の文字をクリックしてください。



[こどもの性被害のサインを見逃さないで](#)

他にも、啓発パンフレットやカードが内閣府男女共同参画局ホームページではダウンロードできます。

巧妙になっている10第・20代に対する性暴力の手法も紹介されています。

[内閣府男女共同参画局のホームページ](#)もご覧ください。

相談窓口

性犯罪・性暴力でお悩みの方へ

あなたの不安に寄り添いながら支援する、相談窓口があります。

同意のない性的行為の強要は、

いかなる理由・関係性であってもすべて性暴力です。

プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。安心して相談してください。

[性犯罪・性暴力被害 相談窓口](#)

この記事に関するお問い合わせ先

総務部 人権擁護課 多文化共生・男女共同参画推進係（東庁舎）

電話番号：0748-71-2354

ファックス：0748-72-3788

[メールフォームでのお問い合わせ](#)



PDFファイルを開覧するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

男女共同参画週間について



「これまで男だから(女だから)といて困ったことはない」「昔に比べて格差はなくなってきた」...そういう声も多く聞かれます。

でも、地域や政治、習慣など生活の様々な場面で男女に格差があると感じている人がまだまだ多いのも事実。

誰もが、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには政府や地方公共団体だけでなく、みなさん一人ひとりの取組が必要です。

『誰でも、どこでも、自分らしく』生きていける社会に向けて、この機会に考えてみませんか。

男女共同参画推進本部は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

2025年度男女共同参画週間チラシ(PDFファイル:1.8MB)

アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）とは？

「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」とは、自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれます。

[内閣府：性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消等に向けた普及啓発用動画](#)

湖南市のとりくみ

DVDなどの貸出

人権擁護課や図書館では、男女共同参画に関するDVDや図書の貸出を行っています。

貸出できるDVDなどにつきましては、以下のページよりご確認ください。

[人権啓発用ビデオ・DVDの貸し出しを行っています](#)

女性の悩み相談

[湖南省女性の悩み相談（要予約）](#)

人権講座

人権擁護課では、各種人権についての講座を開催しています。

テーマ、日程については、以下のページよりご確認ください、お気軽にお申し込みください。

[講座](#)

関連ページ

[内閣府：男女共同参画週間について](#)

[内閣府：男女共同参画に関するフリーイラスト素材の使用について](#)

● この記事に関するお問い合わせ先

総務部 人権擁護課 多文化共生・男女共同参画推進係〔東庁舎〕

電話番号：0748-71-2354

ファックス：0748-72-3788

[メールフォームでのお問い合わせ](#)



PDFファイルを開覧するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

あなたが望まない性的な行為は、性暴力です。

11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。
配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなどの、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されない行為です。
国は毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、全国各地で啓発活動が行われています。

そのとき、私たちにもできることがある。

- DVや性暴力に
気づいたら
相談されたら

あなたの気持ちを押し付けず、まず寄り添って話を聞くことから、始めてみませんか。
そして、どんな時も「あなたは悪くないよ」と伝えてください。



被害を受けた方へ / 相談を受けた方へ

安心して相談してください。プライバシー、秘密は守られます。

相談窓口の事を被害者の方へ伝えてあげてください。

配偶者・交際相手からの暴力	DV相談ダイヤル #8008	DV相談ダイヤル 0120-279-889
性犯罪・性暴力	性被害相談ダイヤル #8103	性被害相談ダイヤル 0120-924-839
AV出演被害	AV出演被害相談ダイヤル #8778	AV出演被害相談ダイヤル 0120-924-839
性被害に伴う被害や損失	性被害に伴う被害や損失相談ダイヤル #8778	性被害に伴う被害や損失相談ダイヤル 0120-924-839
高知地区の人身取引	高知地区の人身取引相談ダイヤル #8778	高知地区の人身取引相談ダイヤル 0120-924-839
ストーカー被害	ストーカー被害相談ダイヤル #8778	ストーカー被害相談ダイヤル 0120-924-839
職場におけるセクシュアルハラスメント	職場におけるセクシュアルハラスメント相談ダイヤル #8778	職場におけるセクシュアルハラスメント相談ダイヤル 0120-924-839

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。
啓発リーフレット2025(PDFファイル:435.4KB)

啓発動画

画像下の文字をクリックして、動画を視聴できます。



そのとき、私たちにもできることがある。(15秒)



DVや性暴力の被害 気づいたら 相談されたら (30秒)



もう、被害にあった人をさらに傷つけない (30秒)



すぐに相談できなくても、自分を責めないで。(30秒)

性犯罪・性暴力とは

あなたのからだところは、あなた自身のものです。
いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることができます。
同意のない性的な行為は、性暴力であり、重大な人権侵害です。

性暴力は、年齢、性別にかかわらず起こります。
また、身近な人や夫婦・恋人の間でも起こります。

相手と対等な関係でなかったり、断れない状況であったり、はっきり嫌だと言えない状況で性的な行為があっても、それは本当の同意があったことにはなりません。

また、一つの行為に同意をしても、他の行為にも同意したことはありません。
同意のない性的な行為は、犯罪となる場合もあります。

つらいこと、不安なことについて一人で抱え込まず、まずは性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに話してみませんか。

 [内閣府：性犯罪・性暴力とは](#)

ひとりで悩まず、まずは相談してください

性犯罪・性暴力

[性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター #8891 \(はやくワンストップ\)](#)

「#8891」に電話をかけると、最寄りのワンストップ支援センターにつながります。
性暴力の悩み、ひとりで抱え込まないで。ためらわずに、お電話ください。
AV出演被害に関する相談もできます。

[性暴力に関するチャット相談 Cure time \(キユアタイム\)](#)

毎日17時から21時、チャットでお話をうかがえます。メールでの相談や、外国語での相談もできます。

[性犯罪被害相談電話\(警察\) #8103 \(ハートさん\)](#)

「#8103」に電話をかけると、最寄りの都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。
24時間受付しています。

配偶者・交際相手からの暴力

[DV相談ナビ #8008 \(はれば\)](#)

「#8008」に電話をかけると、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。
配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいませんか。ひとりで悩まず、ご相談ください。

[DV相談プラス](#)

24時間対応の電話相談のほか、チャットによる相談も可能です。

チャット相談では、10言語（英語、タガログ語、タイ語、スペイン語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語、インドネシア語）による相談が可能です。

そのほかの相談先は[こちら](#)

この他にも、さまざまな女性に対する暴力に関する相談を受け付けています。

[性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖SATOCO \(サトコ\)](#)

090-2599-3105

[滋賀県男女共同参画センター \(G-NETしが\)](#)

0748-37-8739

[湖南省女性の悩み相談 \(要予約\)](#)

0748-71-2354

「女性に対する暴力をなくす運動」について

 [令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」内閣府 男女共同参画局ホームページ](#)

● この記事に関するお問い合わせ先

総務部 人権擁護課 多文化共生・男女共同参画推進係（東庁舎）
電話番号：0748-71-2354
ファックス：0748-72-3788
[メールフォームでのお問い合わせ](#)



PDFファイルを開覧するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

かんが

みんなで考えよう！

だんじょきょうどうさんかく

びょうどう

男女共同参画とジェンダー平等

いつ: 12月1日(月曜日)午後7時～8時30分

どこで: みくも地域人権福祉市民交流センター (湖南省三雲1186番地)

講師: 富川拓さん (聖泉大学 人間学部 准教授)

「家事や育児は女性の役割?」「地域の行事はいつも男性ばかり?」「進路や仕事で性別の制限を感じたことは?」日常の“あたりまえ”には、気づかないうちに男女の役割分担やジェンダーの壁が潜んでいることがあります。日本のジェンダーギャップ指数は148か国中118位(2025年)と、男女共同参画の実現にはまだ課題があります。

この講座では、聖泉大学の富川拓さんをお招きし、地域・家庭・職場での「モヤモヤ」をテーマに、日常の気づきを共有しながら、暮らしやすい地域づくりについてワークショップ形式で一緒に考えます。

【講師プロフィール】

ジェンダー平等や男女共同参画の実践的教育に携わり、PBL(課題解決型学習)やサービス・ラーニングを導入した授業も担当。滋賀県男女共同参画センターの「ジェンダー平等ミーティング」ではアドバイザーを務め、地域のワークショップやセミナーの企画・運営にも豊富な経験を持つ。

日常生活や身近な事例を用い、地元企業・自治体・NPOと連携した活動に参画し、地域に根ざした暮らし方や生き方を考える講座をしている。



定員: 40人 (事前申し込みが必要です。市内在住・在勤者優先。先着順)

受講料: 無料

※申込フォーム・電話・FAX・メールなどでお申し込みください。(参加申込書は裏面にあります。)

※手話通訳・託児サービスを希望する人は、11月14日(金)までにお申し込みください。

申込フォームはこちらから →



この講座は 湖南省人権まちづくり会議 女性の権利部会 の部会活動と共催しています。

《問い合わせ先》 湖南省 人権擁護課 (東庁舎1階) Email: jinkyo@city.shiga-konan.lg.jp

電話: 0748-71-2322 FAX: 0748-72-3788 〒520-3288 滋賀県湖南省中央一丁目1番地

たよう せい かんが 多様な性について考える

いつ：12月5日(金曜日)午後7時～8時30分

どこで：こうじぶくろ 柑子袋まちづくりセンター (湖南市柑子袋860番地1)

こうし はしもと りゅうじ
講師：橋本 竜二 さん

ほうじん だいひょう
(NPO法人にじいろ Biwako 代表)



「性のあり方」は多様で、誰もが身近にかかわるととても大切なことです。
今回の講座では、滋賀県でLGBTQの人たちやその周りの人たちのために、居場所づくりや啓発活動が続けてこられた、NPO法人にじいろ Biwako代表の橋本竜二さんをお招きし、多様な性についてお話しいただきます。
自分らしく生きること、そしてお互いを尊重し合うことの大切さに、きっと気づいていただけるはずです。

ていいん にん じぜんもう こ ひつよう しな いざいじゅう ざいきんしゃゆうせん せんちやくじゅん
定員：40人 (事前申し込みが必要です。市内在住・在勤者優先。先着順)

じゅこうりょう むりよう
受講料：無料

※申し込みフォーム・電話・FAX・メールなどでお申し込みください。

※手話通訳・託児サービスを希望する人は、11月14日(金)までにお申し込みください。

もうしこみ
申し込みフォームはこちらから →



《問い合わせ先》湖南市 人権擁護課 (東庁舎1階) Email: jinkyo@city.shiga-konan.lg.jp

でんわ
電話：0748-71-2322 FAX：0748-72-3788 〒520-3288 滋賀県湖南市中央一丁目1番地

6月23日から29日は男女共同参画週間です

～誰でも、どこでも、自分らしく～

「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」とは？
私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？



会社での研修にお役立てください！

男女共同参画や女性活躍、ワーク・ライフ・バランス推進の啓発DVDの貸し出しを行っています。ぜひ、会社の研修にお役立てください。啓発DVD一覧表や貸出方法 については、市ホームページをご確認ください。

●啓発DVDタイトル一覧(抜粋)

- ・「わたしらしく あなたらしく」多様な性を生きる(2018年)
- ・今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応(2022年)



(市HP:人権啓発DVD貸し出し)

滋賀県女性活躍推進企業をご存知ですか？

滋賀県では、女性活躍推進の取組状況に応じて「一つ星企業☆」「二つ星企業☆☆」「三つ星企業☆☆☆」として認証しています。滋賀県ホームページにて、企業での取組事例を紹介しています。

湖南市内の認証企業

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 三つ星☆☆☆ | 社会福祉法人 八起会 |
| 二つ星☆☆ | 甲賀高分子株式会社、株式会社シンコーメタリコン 他 |
| 一つ星☆ | ア・ア・ン コーポレーション株式会社、共和建設株式会社 他 |

男性育休の制度が変わりました！

育児介護休業法が改定され、男性の育児休業取得推進のため、「育休の分割取得」が可能になり、「産後パパ育休（出生時育児休業）」という制度が新設されています。

(厚生労働省:育児・介護休業法について)

湖南市の状況

男性の育休取得率 49.1%(対象 106人中 52人取得 平均取得日数 43.6日)
(令和6年度男女共同参画社会づくりに関するアンケート結果より 210社中 86社回答)



性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律 を知っていますか？

令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。理解増進法では、事業主等は、知識の普及や相談体制の整備等について努めることとされています。

具体的な行動

- ・自分の周りに性的少数者がいるかもしれないと思って行動する
- ・性別を特定しない言葉を使うようにする

<例> 「彼氏」「彼女」→「恋人」「パートナー」

「彼氏（彼女）はいるの?」「好きなタイプの女性（男性）は?」などの質問はしない



湖南省男女共同参画計画改訂における 市民意識調査について

湖南省男女共同参画計画の改訂のスケジュールについて	P 1
湖南省男女共同参画アクション2017にかかる成果指標	P 2
滋賀県県民意識調査結果について	P 3～15

総務部市民生活局人権擁護課

■ 湖南省男女共同参画アクション2017計画の改訂のスケジュールについて

		湖南省計画		滋賀県計画
平成28年度	平成29年3月	湖南省男女共同参画アクション2017 策定		パートナーしがプラン 2025
平成29年度	平成29年4月			
令和4年度	令和4年9月	湖南省男女共同参画アクション2017（改訂版） 策定		
令和6年度	令和7年2月27日	湖南省男女共同参画懇話会（計画の改訂について）		計画期間 平成29年度 ～ 令和8年度 (10年間)
令和7年度		湖南省人権擁護審議会（計画の改訂について） <u>湖南省男女共同参画懇話会（計画の改訂について）</u>		
令和8年度		湖南省男女共同参画懇話会（市民意識調査の実施について） 市民意識調査 湖南省男女共同参画懇話会（市民意識調査の結果について）		パートナーしがプラン 2030（仮称）
令和9年度		湖南省男女共同参画懇話会（新計画案の検討について） 湖南省人権擁護審議会（新計画案の検討について） パブリックコメント 湖南省議会		
	令和10年3月	次期計画策定		
令和10年	令和10年4月			計画期間

令和7年度 湖南省男女共同参画懇話会（計画の改訂について）

滋賀県男女共同参画計画「パートナーしがプラン2030」の内容を踏まえ、湖南省男女共同参画計画の改訂等を行います。

滋賀県が実施した県民意識調査の内容や結果を参考に、市民意識調査の内容について検討を行います。

滋賀県県民意識調査

- ・ 男女共同参画づくりに向けた県民意識調査の結果概要について（令和6年度）P3～10
- ・ 滋賀県公式LINEアカウントによるアンケート調査の結果について（令和7年度）P11～15

■ 湖南省男女共同参画アクション2017にかかる成果指標

下の表は、令和4年（2022年）に策定された湖南省男女共同参画アクション2017計画にかかる成果指標です。

分野	成果指標	現状値 R2 (2020)	目標値 R7 (2025)	データの出典
1	自分の家庭にかぎらず、一般に「夫が外で働き、妻が家庭を守るべき」という設問に対し、「どちらかと言えばそうは思わない」「そうは思わない」と答えた人の割合	77.8%	80.0%	市民意識調査
2	「学校で男女は平等になっている」と答えた女性の割合	52.7%	60.0%	市民意識調査
	副読本の活用率(小・中学校)	46.1%	100.0%	学校教育課調べ
	市の事業(会議、講座、健診など)において託児サービスを行った件数	19回	120回	人権擁護課調べ
	男女共同参画に関する講座の受講者数	149人	230人	人権擁護課調べ
	特定健診を受けている人の割合	男38.2% 女45.7%	各60.0%	健康政策課調べ
3	「家庭で男女は平等になっていると思いますか」で「平等になっている」と答えた女性の割合	26.6%	40.0%	市民意識調査
	「地域で男女は平等になっていると思いますか」で「平等になっている」と答えた女性の割合	21.8%	35.0%	市民意識調査
	保育所待機児童数	0人	0人	幼児施設課調べ
	DVを受けたときに「がまんした」とする回答率の減少	60.5%	50.0%	市民意識調査
	女性の代表または副代表がいる行政区の割合	14.0%	17.0%	人権擁護課調べ
4	「職場で男女は平等になっていると思いますか」で「平等になっている」と答えた女性の割合	21.3%	30.0%	市民意識調査
	役員や管理職に占める女性の割合	18.1%	20.0%	事業所実態調査
	市内事業所における男性の育児休業の取得割合	9.2%	15.0%	事業所実態調査
	ワーク・ライフ・バランスの取組が「進んでいる」「ある程度進んでいる」と答えた事業所の割合	61.9%	70.0%	事業所実態調査
	市内における25歳から44歳の女性の労働力率	71.7%	80.0%	国勢調査
	ワーク・ライフ・バランスについて言葉も内容も知っている人の割合	27.5%	40.0%	市民意識調査
	市役所の委員会などの女性委員の割合	32.0%	40.0%	人権擁護課調べ
	市職員の育児休業の取得率(男性)	0.0%	10.0%	人事課調べ
	市役所における管理職(部課長相当職以上)の女性職員の割合	59.1%	40.0%以上 (毎年)	人事課調べ
	市役所における1年間の超過勤務時間360時間以上の職員数	48人	50人未満	人事課調べ
	女性活躍推進企業の認証を受けた市内事業所数	9事業所	15事業所	県女性活躍推進企業認証制度

男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査

～「令和6年度男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」結果概要～

滋賀県では、平成13年（2001年）に制定した「男女共同参画推進条例」に基づき、令和7年（2025年）度までを期間とする「パートナーしがプラン2025（滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画）」を策定し、県民や事業者の皆様と連携を図りながら男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めているところです。

このたび、施策の現状を調査するとともに、今後の施策方針の参考とさせていただくため、県民の皆様にも男女共同参画についてのアンケート調査への協力をお願いしました。

調査対象 満18歳以上の個人3,000人

調査期間 令和6年6月25日～7月26日

有効回収数 1,271人（有効回収率42.4%）

調査方法 郵送法・オンライン調査法の併用

滋賀県女性活躍推進課 TEL 077-528-3770 FAX 077-528-4807

※各地域の抽出率の差を調整するため、回収数にウェイトを加重した規正標本数を基数として集計を行っています。

※Nは各設問の不明・無回答を除く集計対象数（付問は設問該当者数）で、設問により異なります。

※百分比（%）は、小数点第2位を四捨五入し、第1位までを表示。その結果、合計は100.0%に一致しない場合があります。

※2つの選択肢を集約した場合（「同感する」と「どちらかといえば同感する方である」を合計した『同感する』など）は、当該選択肢の回答数の合計から割合を算出しているため、選択肢ごとの割合の合計と一致しない場合があります。

1 男女の地位に関する意識

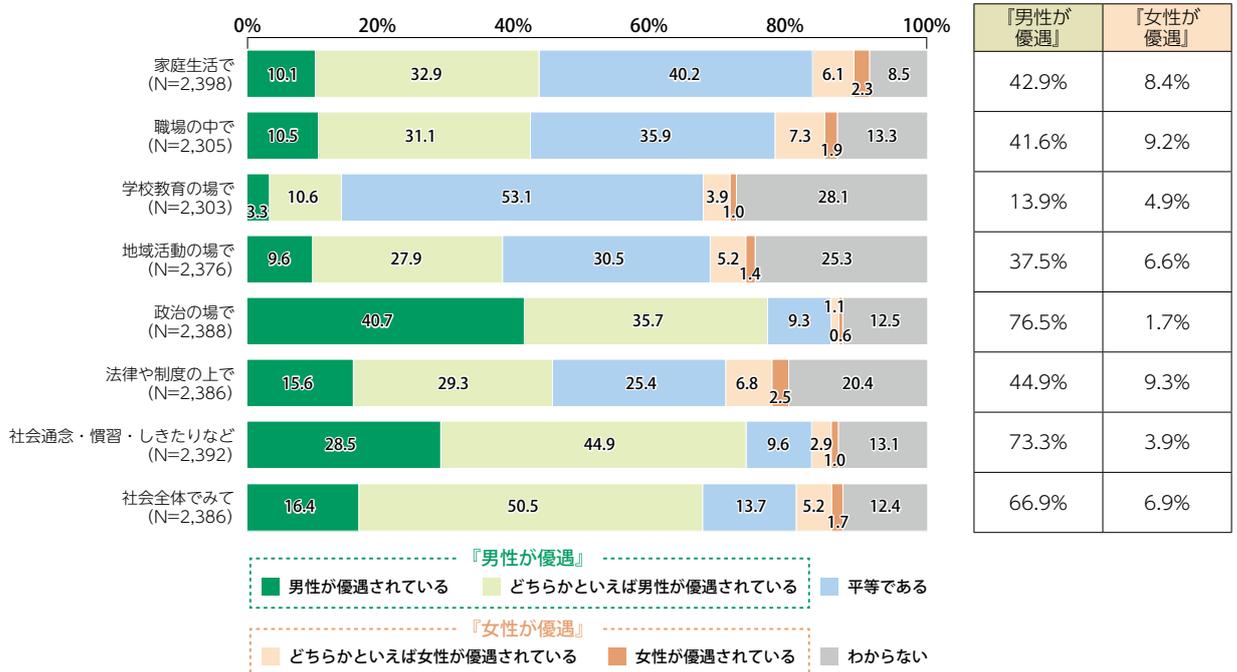
1 各分野での男女の地位の平等感

社会全体で見ると「平等である」は13.7%、「男性が優遇」されているが66.9%

各分野での男女の地位の平等感は、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」をあわせた『男性が優遇』は、「社会全体でみて」では66.9%である。

分野別にみると、『男性が優遇』が大きな割合を占めるのは「政治の場で」（76.5%）、次いで「社会通念・慣習・しきたりなど」（73.3%）である。

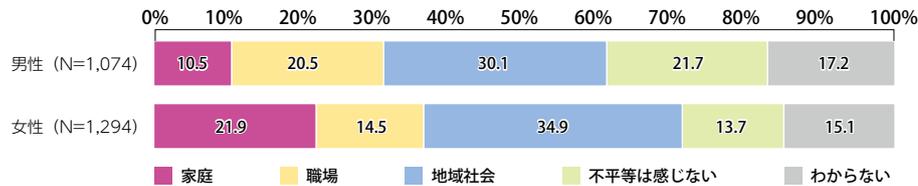
「平等である」は、「学校教育の場で」が最も多く53.1%となっている。



2 日常生活の中で男女の不平等を一番感じるところ

最も不平等を感じる場所は、男性、女性ともに「地域社会」

日常生活の中で男女の不平等を一番感じる場所は、男性、女性ともに「地域社会」が最も多くなっている（男性30.1%、女性34.9%）。「家庭」については特に男女差が大きく、女性の方が11.4ポイント高くなっている。

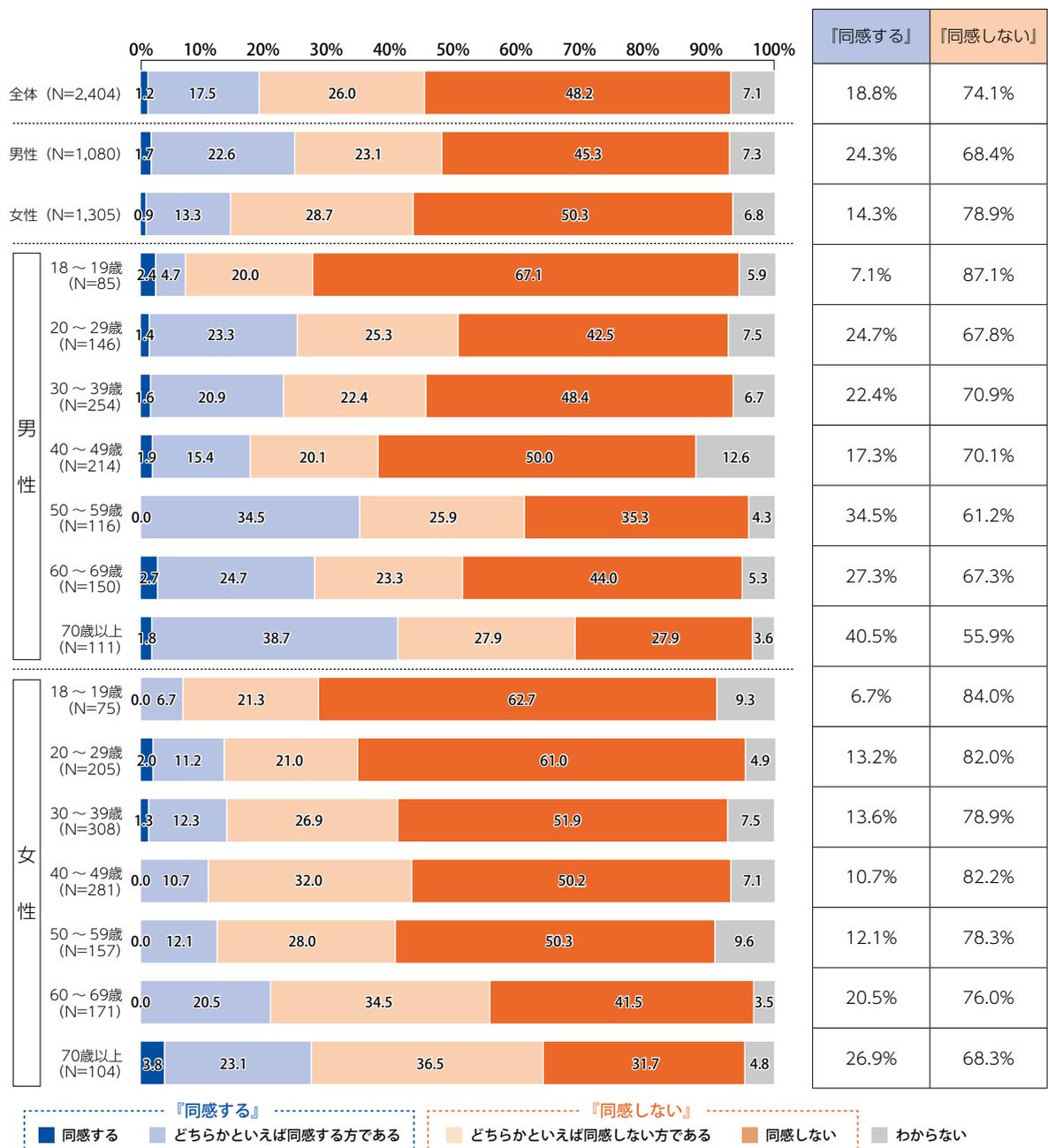


3 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方

『同感しない』は74.1%

「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について、「同感する」と「どちらかといえば同感する方である」をあわせた『同感する』は18.8%、「同感しない」と「どちらかといえば同感しない方である」をあわせた『同感しない』は74.1%となっている。

性別では、『同感する』は男性では24.3%となっており、女性（14.3%）を10ポイント上回っている。

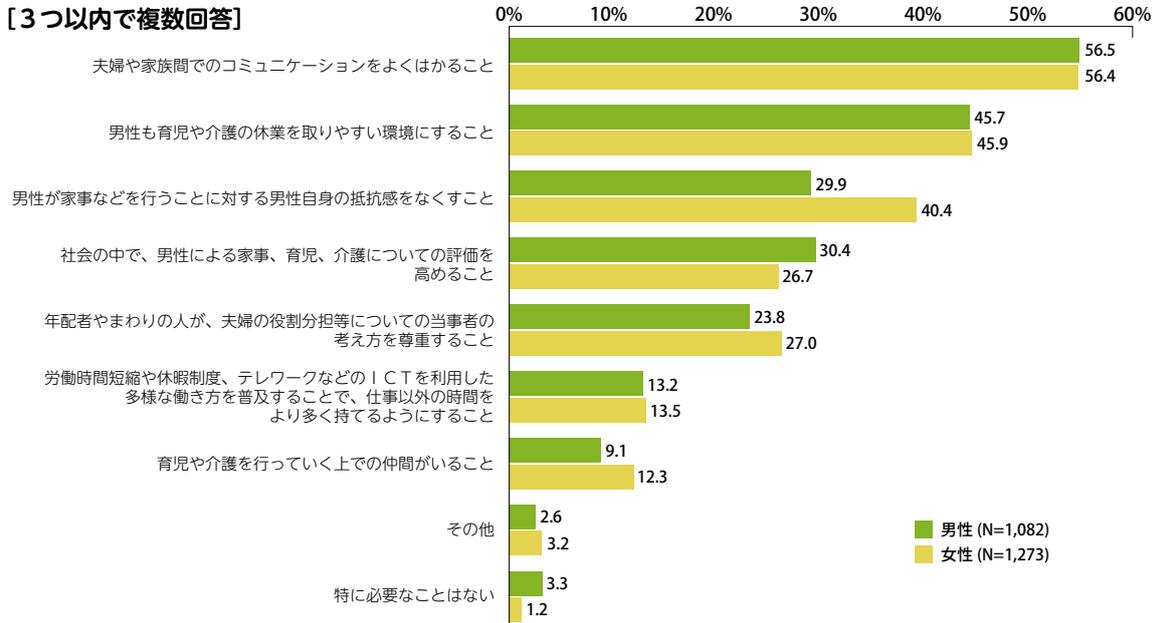


2 男性の参画について

1 男性が家事、育児、介護等に積極的に参加するために必要なこと

「夫婦や家族間でのコミュニケーション」や「育児や介護の休業を取得しやすい環境」が多い

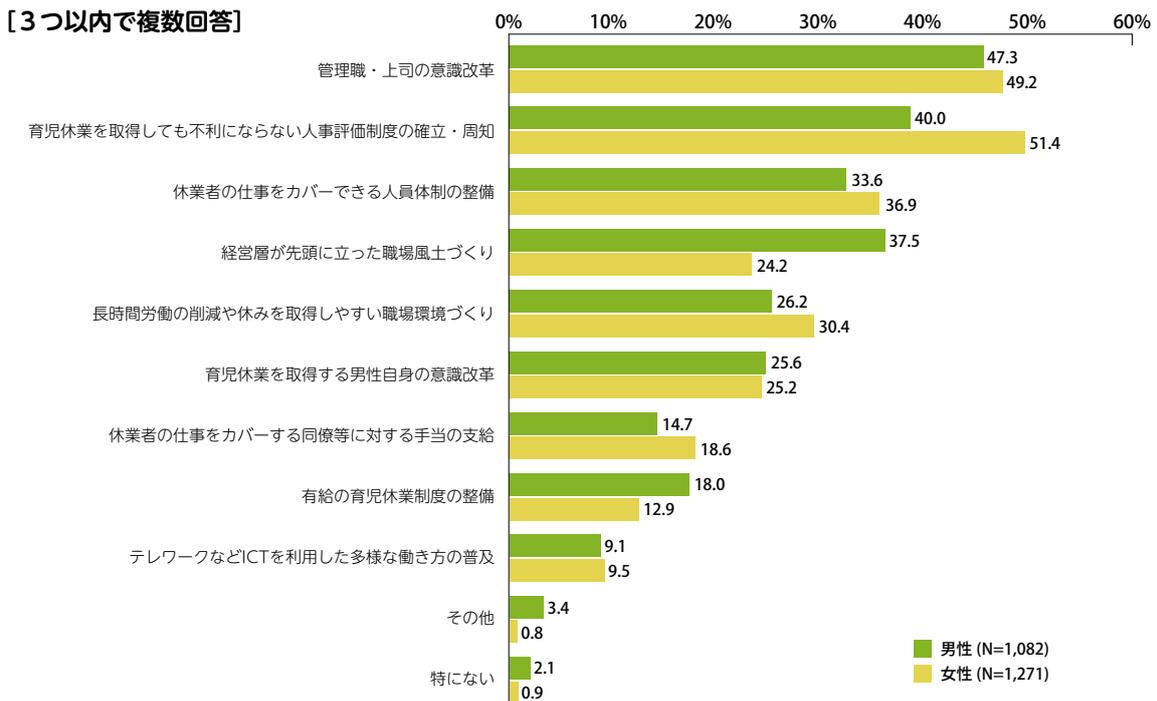
男性が家事、育児、介護等に積極的に参加するために必要なことは、男性、女性ともに「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も多く、次いで「男性も育児や介護の休業を取りやすい環境にすること」が多い。



2 男性の育児休業の取得を進めるために職場に必要な取組

「管理職・上司の意識改革」や「育児休業を取得しても不利にならない人事評価制度の確立・周知」が多い

男性の育児休業の取得を進めるために職場に必要な取組は、男性、女性ともに「管理職・上司の意識改革」と「育児休業を取得しても不利にならない人事評価制度の確立・周知」が上位2つを占めている。



3 家庭生活や地域活動について

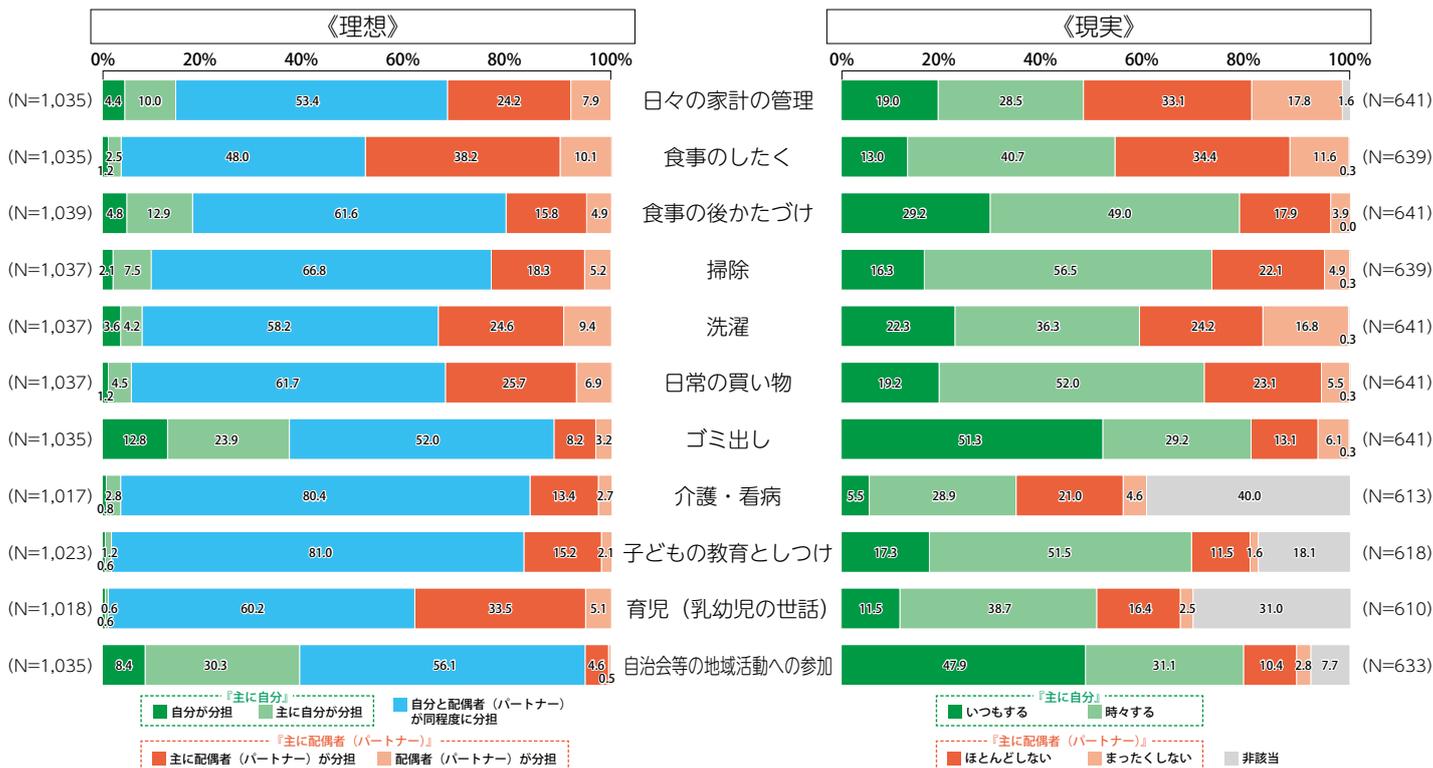
1 家庭生活における配偶者（パートナー）との役割分担の理想と現実

現実には、男性は【ゴミ出し】と【自治会等の地域活動への参加】のみが女性を上回る

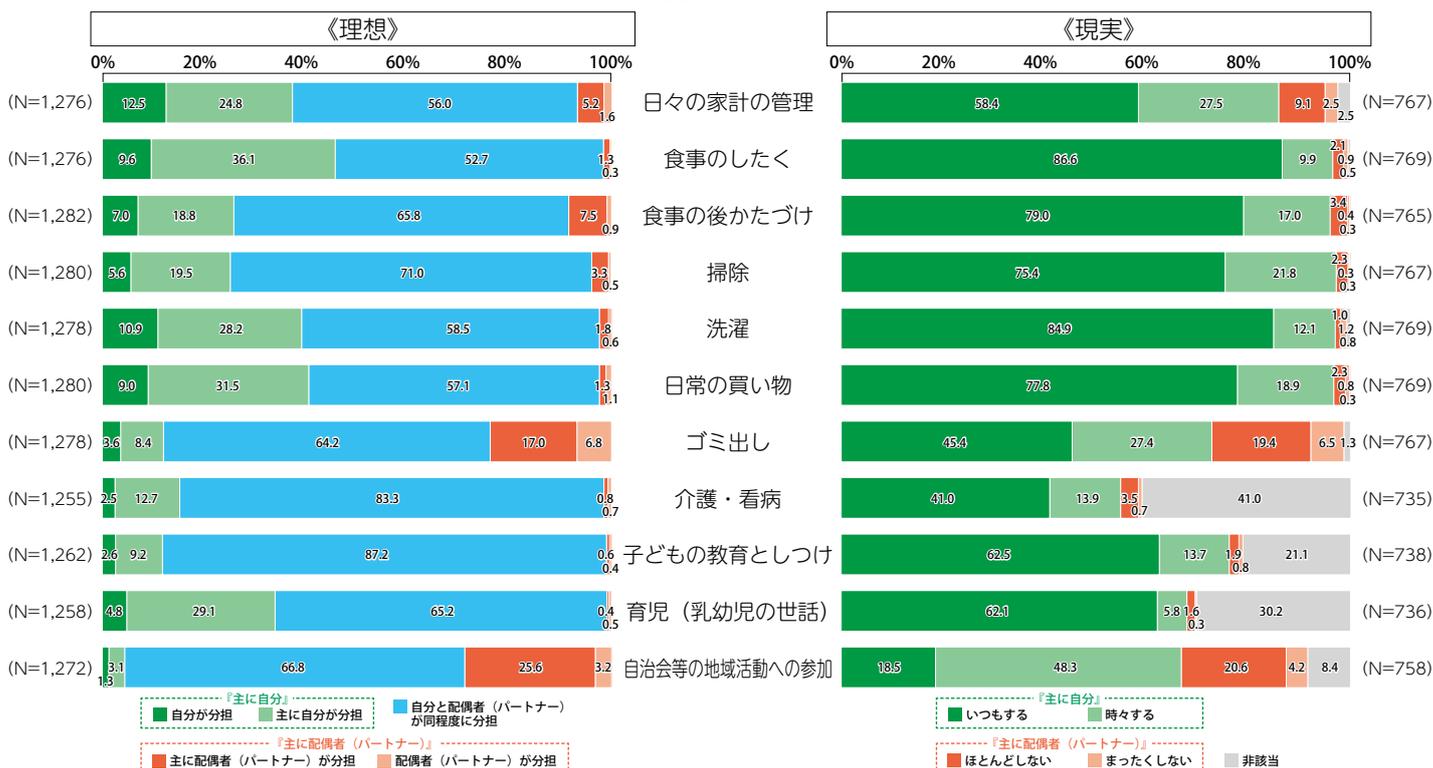
家庭生活における配偶者（パートナー）との役割分担の理想は、どの分野においても、男性、女性ともに「自分と配偶者（パートナー）が同程度に分担」の割合が高い。

現実には、男性の役割分担の割合が高い（女性の割合を上回った）項目は、【ゴミ出し】と【自治会等の地域活動への参加】のみである。女性の役割分担の割合が特に高い項目は、【掃除】、【洗濯】、【日常の買い物】、【食事のしたく】、【食事の後かたづけ】であり、『主に自分』の回答が9割を超えている。

【男性の役割分担《理想》と《現実》】



【女性の役割分担《理想》と《現実》】

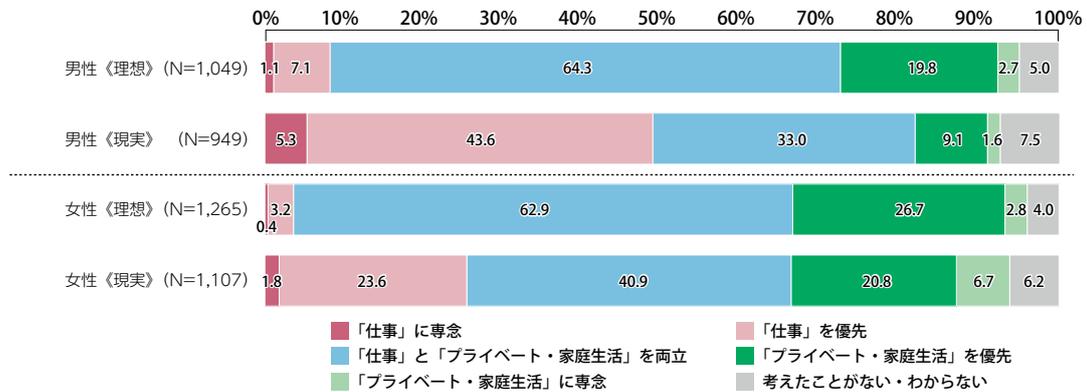


4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

1 生活の中での「仕事」と「プライベート・家庭生活」のバランス

理想とするバランスを取ることが難しい現実

生活の中での「仕事」と「プライベート・家庭生活」のバランスについて、理想は、男性、女性ともに「仕事」と「プライベート・家庭生活」を両立が最も多いが、理想どおりに生活することは難しく、現実には、男性では「仕事を優先」（43.6%）が最も多く、女性は「仕事」と「プライベート・家庭生活」を両立（40.9%）しているものの、理想とは22ポイントの差がある。

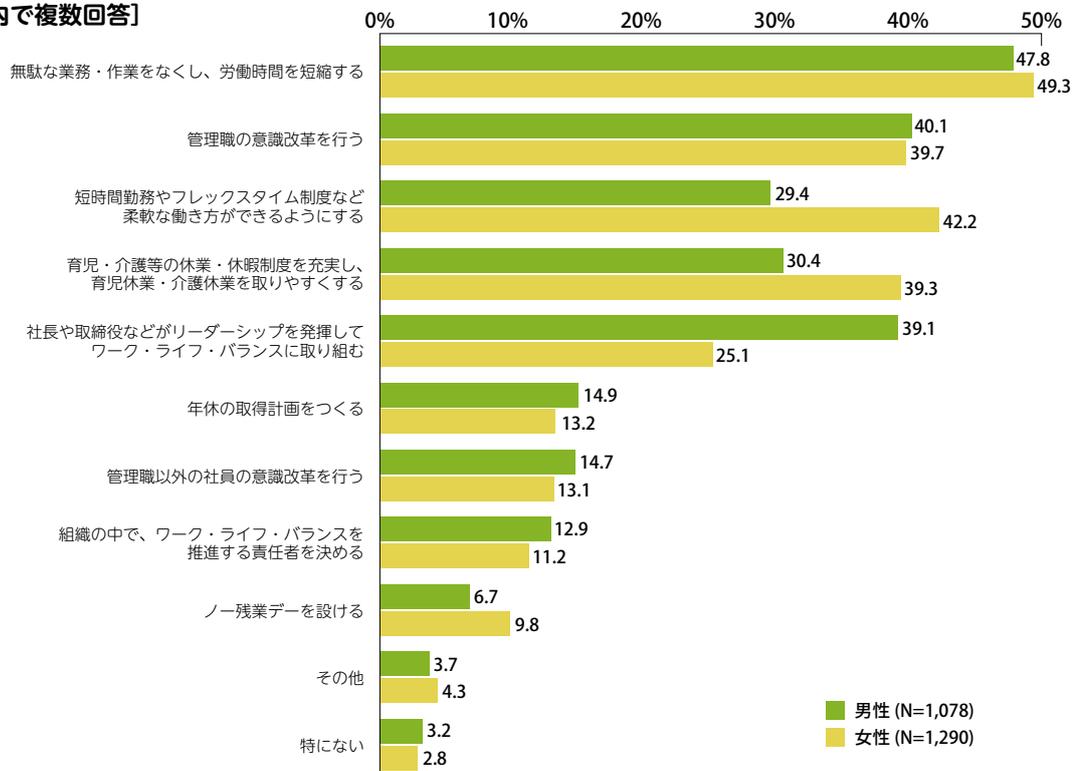


2 「仕事と生活の調和が実現された社会」に近づくために職場において必要な取組

「無駄な業務・作業をなくし、労働時間を短縮する」が最も多い

「仕事と生活の調和が実現された社会」に近づくために職場において必要な取組は、男性、女性ともに「無駄な業務・作業をなくし、労働時間を短縮する」が最も多く、次いで、男性は「管理職の意識改革を行う」が、女性は「短時間勤務やフレックスタイム制度など柔軟な働き方ができるようにする」が続く。

[3つ以内で複数回答]



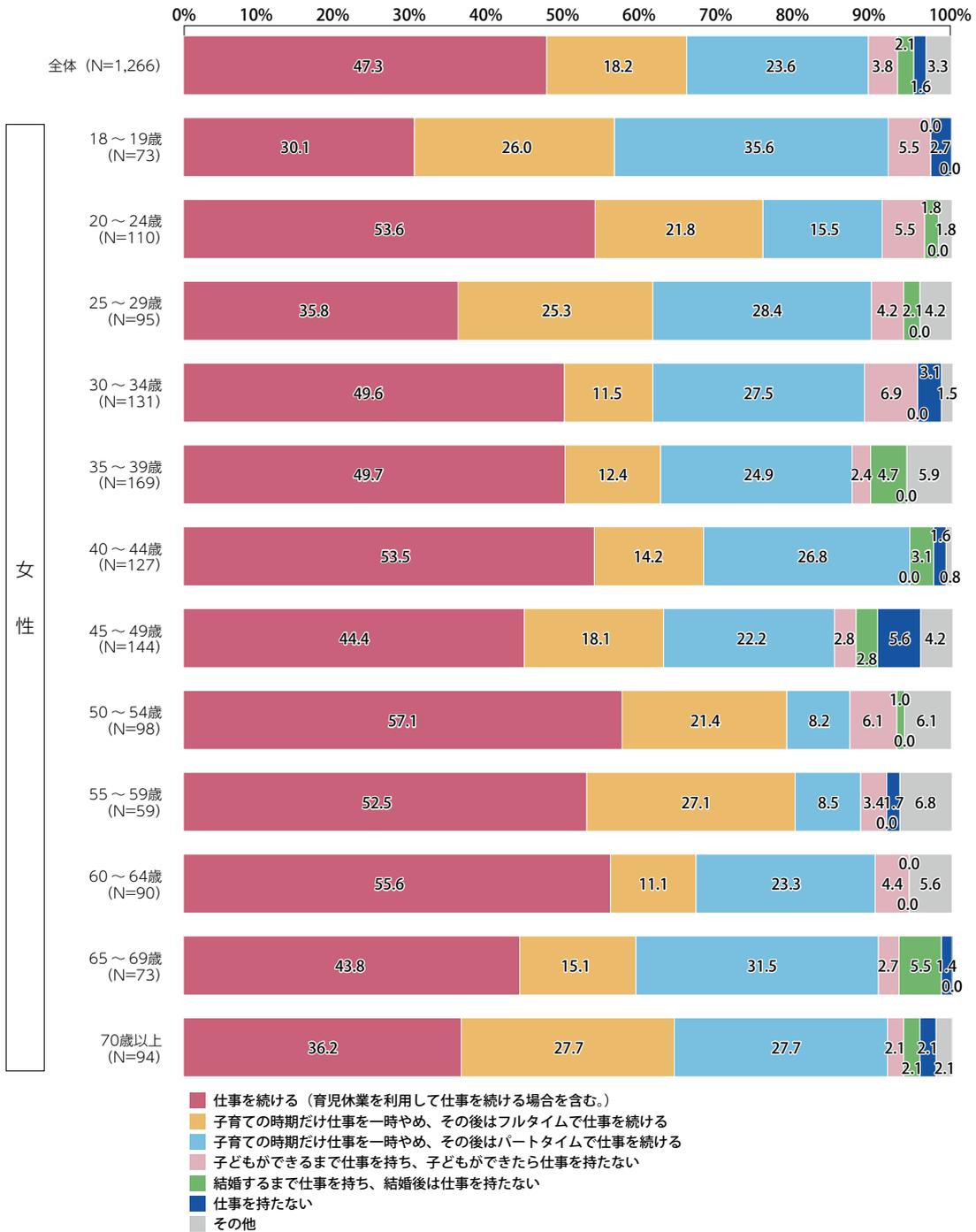
5 働き方について

1 女性自身が考える理想の働き方

「仕事を続ける」が最も多い

女性自身が考える理想の働き方は、「仕事を続ける（育児休業を利用して仕事を続ける場合を含む）」が最も多く、次いで「子育ての時期だけ仕事を一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」、「子育ての時期だけ仕事を一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」と続いている。

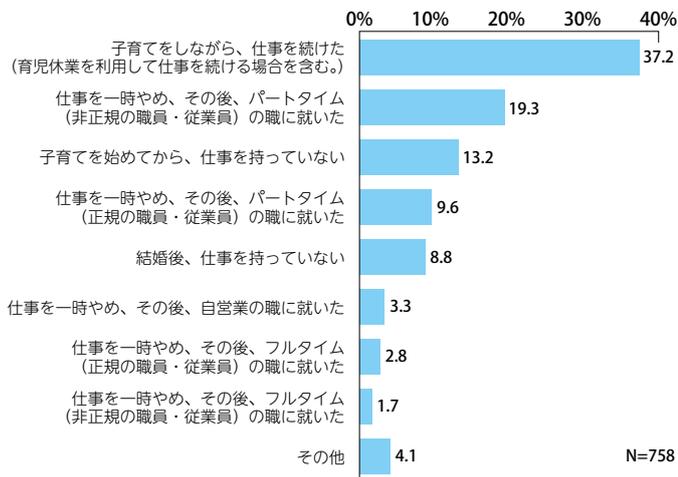
18～19歳は「子育ての時期だけ仕事を一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が、20歳以上は「仕事を続ける（育児休業を利用して仕事を続ける場合を含む）」が最も多くなっている。



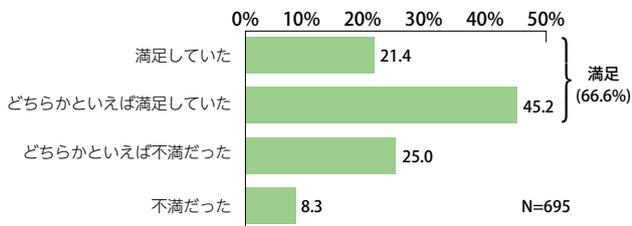
2 子育てを始めた女性の働き方の現実と満足度

現実には「子育てをしながら、仕事を続けた」が最も多く、当時の状況に『満足』していたが6割以上

女性に聞いた、第一子の子育てを始めたことによる仕事の状況は、「子育てをしながら、仕事を続けた（育児休業を利用して仕事を続ける場合を含む）」が最も多く、次いで「仕事を一時やめ、その後、パートタイム（非正規の職員・従業員）の職に就いた」、「子育てを始めてから、仕事を持っていない」



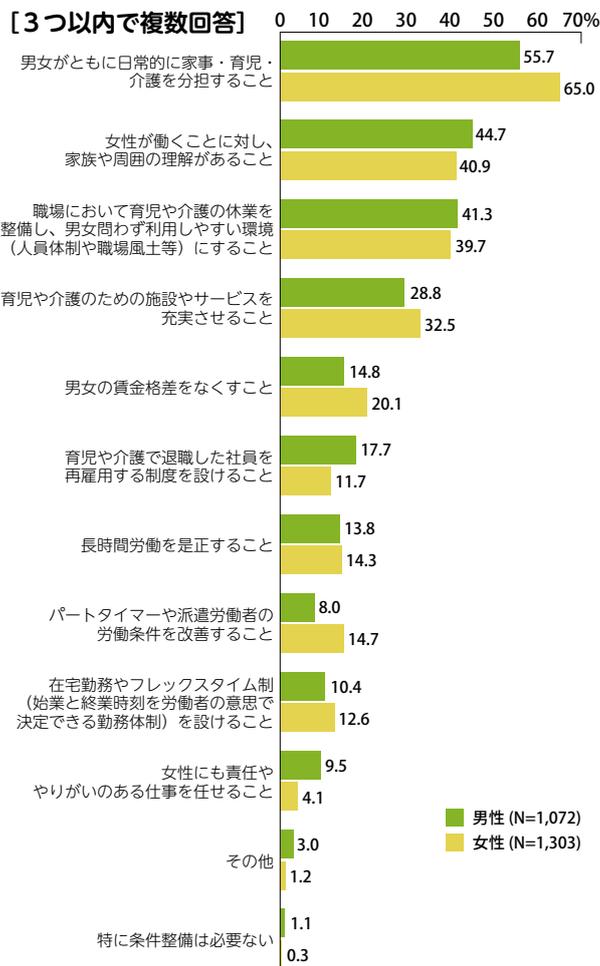
また、第一子の子育てを始めた当時、子育てと仕事の状況にどの程度、満足していたかは、「満足していた」と「どちらかといえば満足していた」をあわせた『満足』が66.6%、「どちらかといえば不満だった」と「不満だった」をあわせた『不満』が33.3%となっている。



3 女性が仕事を続けていくために必要なこと

「男女がともに日常的に家事・育児・介護を分担すること」が最も多い

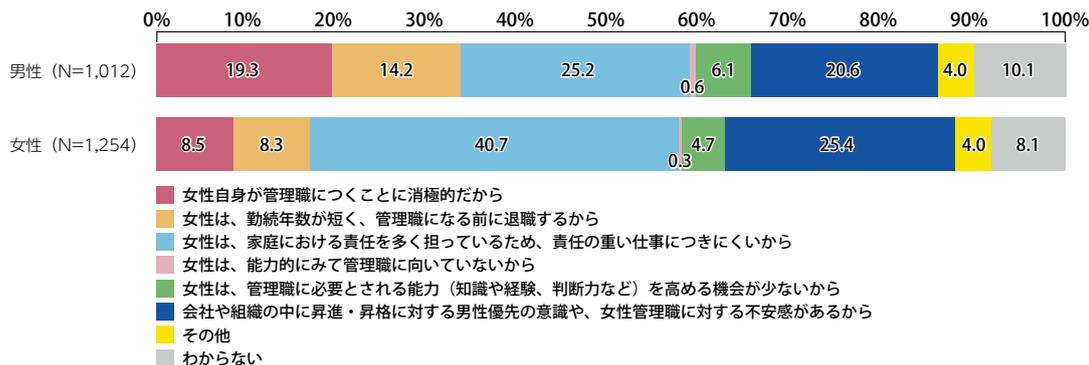
女性が仕事を続けていくために必要なことについて、男性、女性ともに「男女がともに日常的に家事・育児・介護を分担すること」が最も多く、次いで「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解があること」



4 管理職につく女性が少ない最も大きな理由

「女性は、家庭における責任を多く担っているため、責任の重い仕事につきにくいから」が最も多い

管理職につく女性が少ない最も大きな理由は、男性、女性ともに「女性は、家庭における責任を多く担っているため、責任の重い仕事につきにくいから」が最も多い (男性25.2%、女性40.7%) が、女性の方が15.5ポイント高くなっており、男女の差が大きい。

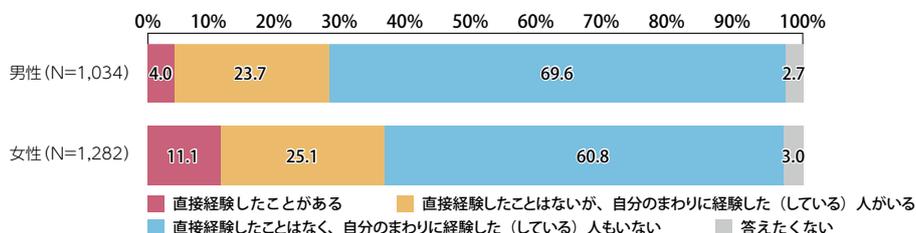


6 男女間の暴力について

1 夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力の経験

女性では「直接経験したことがある」が9人に1人

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力について、「直接経験したことがある」は、男性では4.0%、女性では11.1%、「直接経験したことはないが、自分のまわりに経験した（している）人がある」は、男性では23.7%、女性では25.1%となっており、いずれも女性の方が割合が高い。



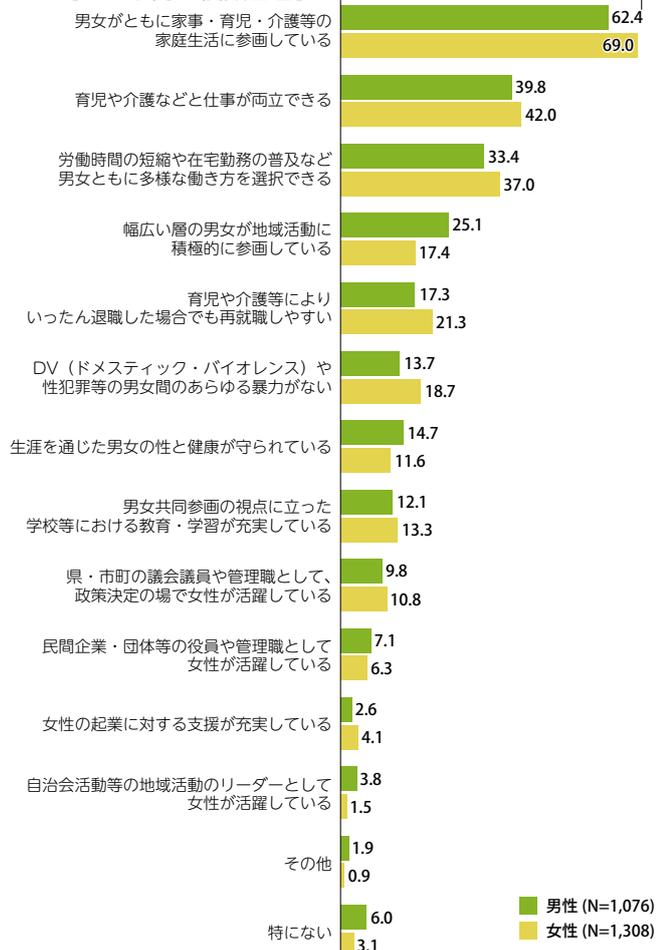
7 男女共同参画社会について

1 理想の男女共同参画社会の姿

「男女がともに家事・育児・介護等の家庭生活に参画している」が最も多い

理想の男女共同参画社会の姿は、男性、女性ともに「男女がともに家事・育児・介護等の家庭生活に参画している」が最も多く、次いで「育児や介護などと仕事が両立できる」が多くなっている。

【3つ以内で複数回答】

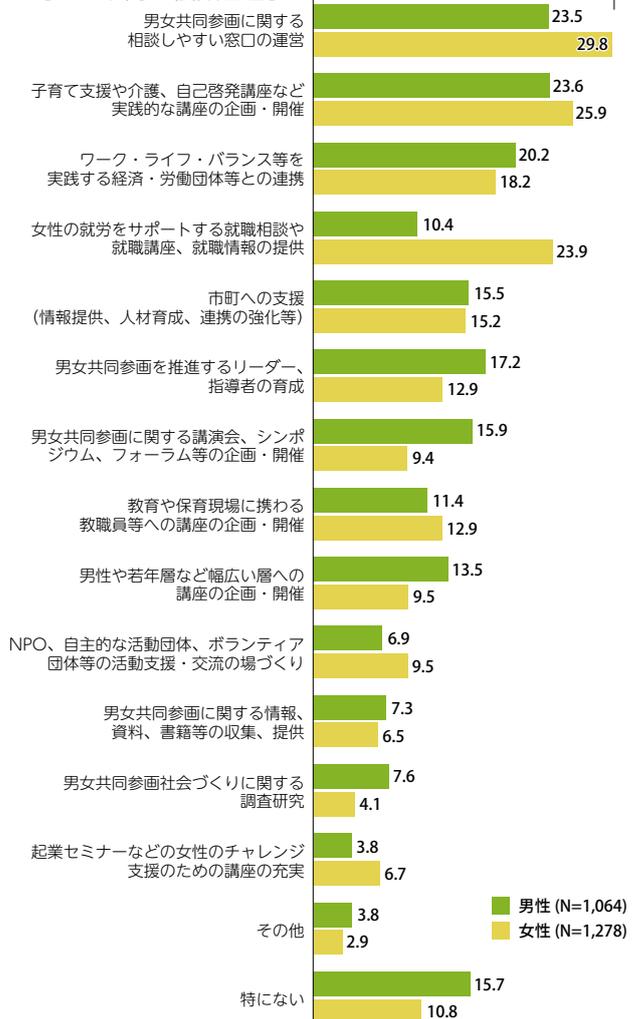


2 県立男女共同参画センター（G-NETしが）に期待する取組

「男女共同参画に関する相談しやすい窓口の運営」や「子育て支援や介護、自己啓発講座など実践的な講座の企画・開催」が多い

県立男女共同参画センターに期待する取組は、男性、女性ともに、「男女共同参画に関する相談しやすい窓口の運営」と「子育て支援や介護、自己啓発講座など実践的な講座の企画・開催」が上位2つを占めている。

【3つ以内で複数回答】



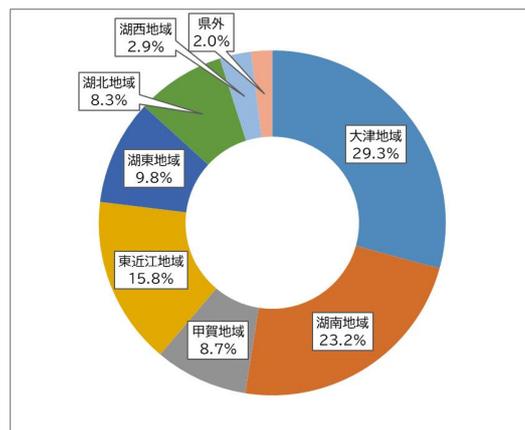
滋賀県公式LINEアカウントによるアンケート調査の結果について

「男女共同参画社会」の実現に向けて、県民の意識等を把握するため、次のとおり調査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

- ・ タイトル 「男女共同参画社会」の実現に向けてのアンケート
- ・ 対 象 者：滋賀県公式LINEアカウント友だち登録者(260,250人)
- ・ 調査期間：令和7年8月1日(金)～8月3日(日)
- ・ 回答者数：3,006人

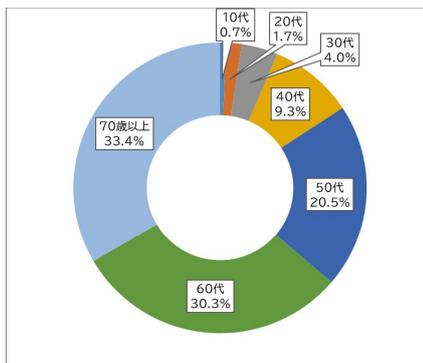
問1. お住まいの地域を選んでください。(回答チェックは1つだけ)

居住地域	人数	%
1. 大津地域(大津市)	880	29.3%
2. 湖南地域(草津市、守山市、栗東市、野洲市)	698	23.2%
3. 甲賀地域(甲賀市、湖南市)	261	8.7%
4. 東近江地域(近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町)	474	15.8%
5. 湖東地域(彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)	296	9.8%
6. 湖北地域(長浜市、米原市)	250	8.3%
7. 湖西地域(高島市)	88	2.9%
8. 県外(都道府県名を記入してください)	59	2.0%
総計	3,006	100.0%



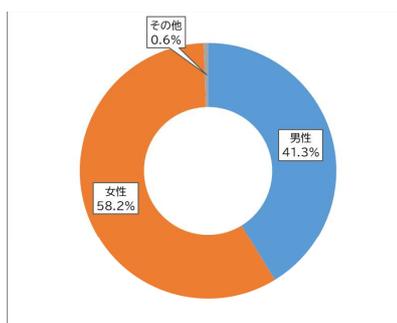
問2. あなたの年齢について教えてください。(回答チェックは1つだけ)

年代	人数	%
10代	20	0.7%
20代	51	1.7%
30代	121	4.0%
40代	281	9.3%
50代	617	20.5%
60代	911	30.3%
70歳以上	1,005	33.4%
総計	3,006	100.0%



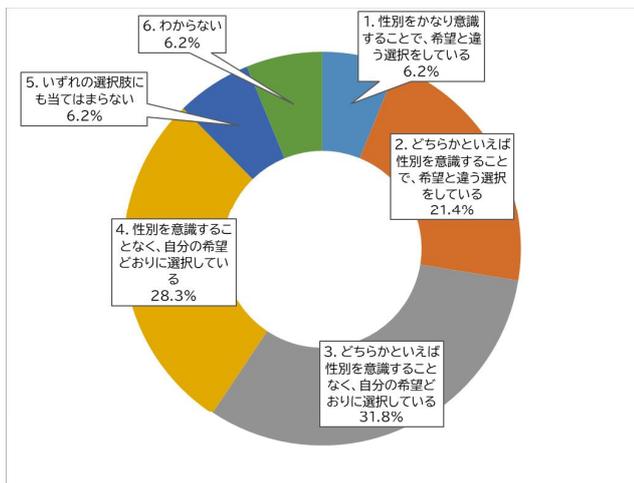
問3. あなたの性別について教えてください。(回答チェックは1つだけ)

性別	人数	%
男性	1,241	41.3%
女性	1,748	58.2%
他	17	0.6%
総計	3,006	100.0%



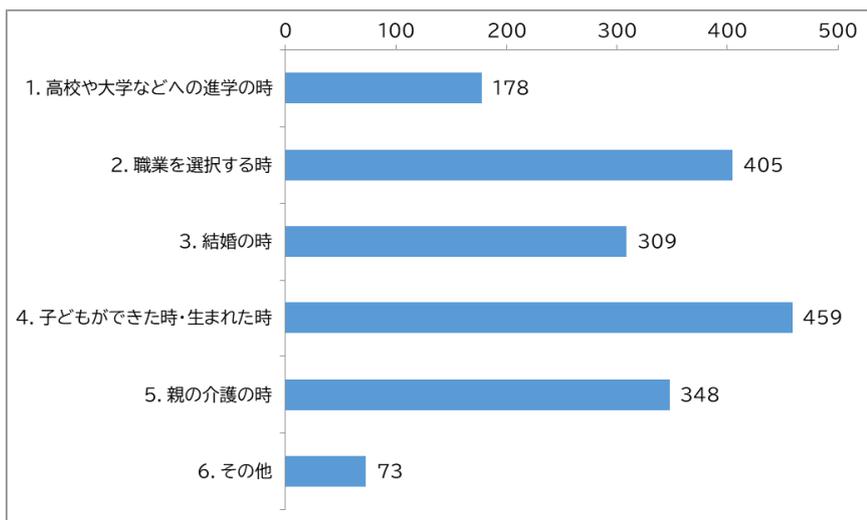
問4. 様々な場面において、性別を意識することで、希望とは違う選択をすることはありますか(回答チェックは1つだけ)

選択肢	人数	割合
1. 性別をかなり意識することで、希望と違う選択をしている	185	6.2%
2. どちらかといえば性別を意識することで、希望と違う選択をしている	644	21.4%
3. どちらかといえば性別を意識することなく、自分の希望どおりに選択している	955	31.8%
4. 性別を意識することなく、自分の希望どおりに選択している	851	28.3%
5. いずれの選択肢にも当てはまらない	185	6.2%
6. わからない	186	6.2%
総計	3,006	100.0%



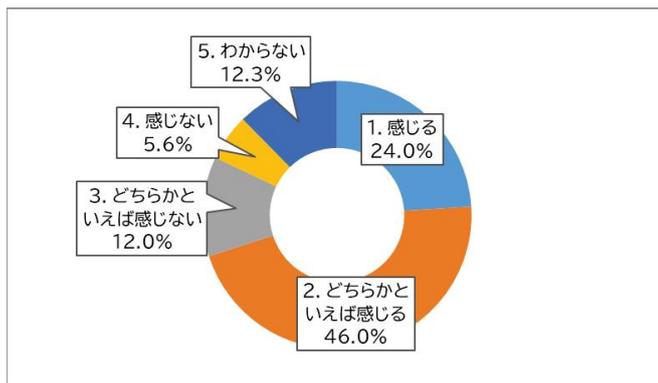
問4で「1. 性別をかなり意識することで、希望と違う選択をしている」「2. どちらかといえば性別を意識することで、希望と違う選択をしている」を選択された方におたずねします。

問5. それは、どのような場面ですか。(回答チェックはいくつでも)



問6. あなたのお住まいの地域は、性別にかかわらず安全・安心に暮らせると感じますか。(回答チェックは1つだけ)

選択肢	人数	割合
1. 感じる	721	24.0%
2. どちらかといえば感じる	1,384	46.0%
3. どちらかといえば感じない	361	12.0%
4. 感じない	169	5.6%
5. わからない	371	12.3%
総計	3,006	100.0%



問6で「3. どちらかといえば感じない」「4. 感じない」を選択された方におたずねします。

問7. その理由をお聞かせください。(任意)

●男女差別・男尊女卑に関する意見

- ・「地域に根強く残る男尊女卑の価値観があり、女性が自治会活動で声を上げること自体が許されていない傾向だからです。」
- ・「表面上は男女平等と言うものの、いざとなると男だから女だから強く打ち出される。」
- ・「まだまだ昔の慣習にこだわりがあって、女性が裏方に回ることが多いように感じる。」

●役割分担・地域活動での不公平

- ・「自治会の集まり等のなかで、男、女を意識した言葉が飛び交うので、そういうときに、やはり……まだ……という気持ちになります。」
- ・「地域の役員などは男性ばかりで、女性への配慮がなされていない。」
- ・「PTAや子供会役員など女の仕事だという認識が強い。」

●治安・防犯への不安

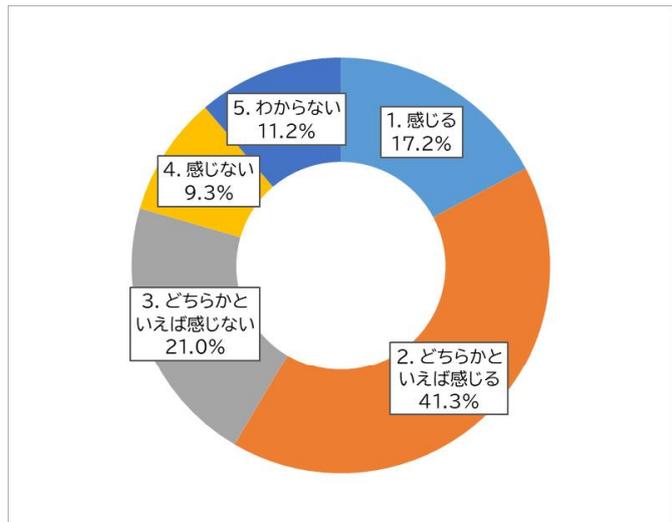
- ・「街灯が少なく、遅い時間に子供(特に女の子)が1人で行動させるのは怖い。」
- ・「痴漢、ひったくりなどが多いため、女性一人での夕方以降の外出は憚られる。」
- ・「近くの学校で体育をしている女子生徒を(学校の外から)盗撮している人がいたという話があり、やはり女性の方が圧倒的に危険な目にあいやすいと思う。」

●家庭・仕事・介護での男女格差

- ・「出産、育児で仕事を続けるのが難しくなった。」
- ・「親の介護など、女性が当たり前とされている。」
- ・「女性が家事育児を担わないと家が回っていかない。夫が家事育児をしようと思っても、仕事が残業ありきでできる環境にない。」

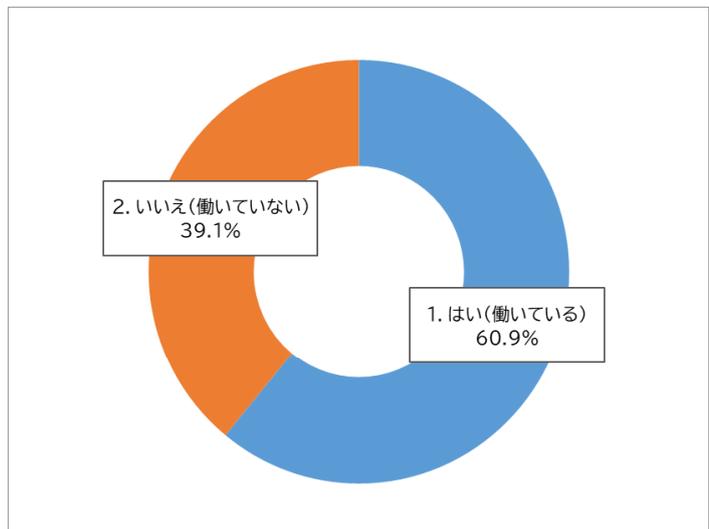
問8. 働く場において男女がともに活躍できていると感じますか。(回答チェックは1つだけ)

選択肢	人数	割合
1. 感じる	518	17.2%
2. どちらかといえば感じる	1,240	41.3%
3. どちらかといえば感じない	631	21.0%
4. 感じない	279	9.3%
5. わからない	338	11.2%
総計	3,006	100.0%



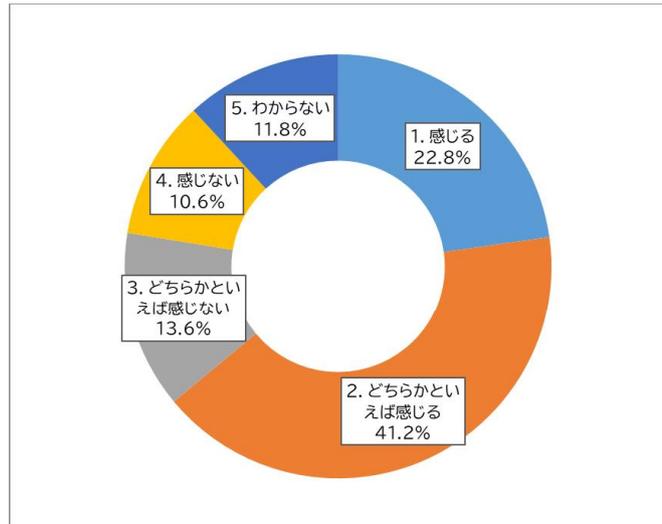
問9. あなたは、今働いていますか。(回答チェックは1つだけ)

選択肢	人数	%
1. はい(働いている)	1,832	60.9%
2. いいえ(働いていない)	1,174	39.1%
総計	3,006	100.0%



問10. あなたの職場では、セクシュアルハラスメント対策がしっかり行われていると感じますか。(回答チェックは1つだけ)

選択肢	件数	割合
1. 感じる	417	22.8%
2. どちらかといえば感じる	755	41.2%
3. どちらかといえば感じない	249	13.6%
4. 感じない	194	10.6%
5. わからない	217	11.8%
総計	1,832	100.0%



問11. あなたが住んでいる地域では、男女がともに活躍できていると感じますか。(回答チェックは1つだけ)

選択肢	件数	割合
1. 感じる	398	13.2%
2. どちらかといえば感じる	1,212	40.3%
3. どちらかといえば感じない	660	22.0%
4. 感じない	240	8.0%
5. わからない	496	16.5%
総計	3,006	100.0%

